

平成24年度第3回秋田県政策評価委員会議事要旨

1 日 時 平成25年1月31日(木) 午前10時～正午

2 場 所 ルポールみずほ 2階 ききょう

3 出席者

○政策評価委員会委員(五十音順)

池村 好道 (秋田大学教育文化学部教授・副学長)
大塚 幸絵 (環境カウンセラー)
沼倉 充 (秋田県コミュニティビジネスセンター連絡協議会理事)
三品 勉 (秋田県立大学システム科学技術学部教授)
山崎 裕子 (山崎ダイカスト(株)取締役社長秘書兼総務部長)

○県

黒木 孝人 (企画振興部次長)
工藤 徹 (警察本部生活安全部少年課長)
古屋 義和 (警察本部警務部警務課調査官)
深井 智 (教育庁総務課長)
吉川 正一 (教育庁義務教育課長)
加藤 仁悦 (企画振興部総合政策課政策監)

4 開会

□事務局

定刻よりも少し早いですが、皆様お集まりのようですので、はじめさせていただきたいと思います。委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は司会を務めさせていただきます、総合政策課の鈴木と申します。開会に先立ちましてはじめに資料の確認をさせていただきます。最初に事前に送付させていただいた資料といたしまして、次第、資料1-1「少年非行防止・保護総合対策の推進」の構成、資料1-2、平成24年度に公安委員会及び警察本部長が実施した政策評価、施策評価及び事業(中間)評価の調書、資料2-1、施策「学校教育の充実」の構成です。資料2-2、平成24年度に教育委員会が実施した施策評価及び事業(中間)評価の調書、資料3-1、平成24年度秋田県施策等の評価に係る外部評価報告書の概要、同じく資料3-2、外部評価報告書の概要です。資料4「平成24年度政策等評価の実施状況」、資料5「平成25年度政策評価等の年間スケジュール(案)」です。参考資料1-1「平成23年秋田県警察運営の基本方針と重点目標」、参考資料資料1-2、平成24年度公安委員会・警察本部長の政策等評価結果の概要です。参考資料2「学力向上推進事業」平成23年度及び平成24年度でございます。当日配布資料といたしまして、出席者名簿、

配席図及び「過去3年間の調査審議対象（参考）」でございますが、不足はございませんでしょうか。それではただ今から第3回秋田県政策評価委員会を開会いたします。早速ではありますが、議事に入ってまいりたいと思います。なお、ここからの進行は池村委員長にお願いいたします。

5 議事

(1) 政策・施策・事業評価の調査審議

①公安委員会・警察本部長が実施した政策評価等

●池村委員長

承知しました。本日は正午に終了するということを目途にしているようでして、次第のとおり議題は結構盛り沢山のようであります。どうか議事進行にご協力をお願いいたします。会議をはじめます前に、一言だけお断りをしたいと思います。この会議の審議内容は、議事録として県のホームページに掲載されますけれども、その際には委員名は特に秘匿する必要はないと考えますので、公開で行いたいと考えます。よろしいですね。それでは次第に従いまして、議事を進めてまいりますが、その前に本日の議事の内容、政策評価等の個別審議対象の選定経緯及び審議方法等について事務局より説明願います。

□事務局

総合政策課の加賀谷と申します。本日の議事の内容等について説明させていただきます。議事の内容でございますが、本日ははじめに公安委員会・警察本部長が実施した政策・施策・事業の評価結果についてご審議いただき、次に教育委員会が実施した施策・事業の評価結果についてご審議をいただきまして、最後に今年度実施しております外部評価2件について、その結果を報告させていただく予定となっております。

審議の対象とする政策等の選定についてであります。政策体系上の偏りが無いように委員長と協議の上決定しております。はじめに公安委員会・警察本部長の選定でございますが、過去3年間で審議の対象となっていないこと、全国的に少年による凶悪事件や、子どもが被害に遭う事件などが後を絶たず、またいじめによる少年に関わる問題は社会的関心も高いということから、政策「少年非行防止・保護総合対策の推進」、施策「地域社会が一体となった少年の非行防止・立直り支援活動の推進」、これらを審議対象として選定しております。また、施策にぶら下がっている事業は全部で3事業ありますが、その中において「チャイルド・セーフティ・センター『子どもSOS24』事業」は本県独自の事業であり、子どもの非行、犯罪被害防止や健全な育成を図るための施策のメイン事業であるということから、審議対象として選定しております。

次に教育委員会の選定です。教育委員会では、平成23年10月に「あきたの教育振興に関する基本計画」を策定しておりまして、本県が目指す教育の姿である「教育立県あきた」の実現に向け、3つの目標を掲げております。その一つが「全国トップレベルの学力と高い志を育てる教育の充実」であり、目標の実現に向けた最も重要な施策が「学校教育の充実」であることから、今回の審議対象として選定しております。施策にぶら下がっている事業は全部で24事業ですが、本県の児童生徒は「全国学力・学習状況調査」において学力が良好な状況であり、今後もその学力を維持、向上させるため、最も

必要な事業として「学力向上推進事業」があることから、今回の対象として選定しております。

最後に審議の方法ですが、第2回の委員会と同様に政策、施策、事業を一連の順番で説明した後に、説明の順番とは逆に事業評価、施策評価、政策評価の順番でご審議いただき、最後に再度全体について総括的なご意見をいただくこととしております。審議時間の予定ですが、公安委員会・警察本部長のご審議に約50分、教育委員会のご審議に約30分、外部評価の報告につきましては15分程度を予定しております。なお、教育委員会が実施した施策評価につきましては、二次評価の対象となっていないことを予め申し上げます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

●池村委員長

ありがとうございました。審議対象事業等の選定方法、審議方法について、以上のとおりでよろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

●池村委員長

それではお認めいただきました。最初に公安委員会及び警察本部長が実施した評価の審議に入ります。政策「少年非行防止・保護総合対策の推進」につきまして、事務局より順次説明をお願いいたします。

□古屋警察本部警務部警務課調査官（以下、古屋調査官）

警務部警務課の古屋と申します。よろしくお願いいたします。はじめに私から、政策「少年非行防止・保護総合対策の推進」について説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。政策を構成する施策と事業に関するチャートとなっております。この施策は「地域社会が一体となった少年の非行防止・立ち直り支援活動の推進」で、具体的事業として「総合的な少年非行の防止事業」、「『なまはげ』少年サポート事業」、「チャイルド・セーフティ・センター『子どもSOS24』事業」の3事業があります。このうち本日審議していただくものは、「チャイルド・セーフティ・センター『子どもSOS24』事業」であります。資料1-2、政策評価調書をご覧ください。はじめに政策を取り巻く治安情勢についてですが、インターネット上の違法・有害な情報の氾濫など、社会環境が複雑化しており、全国的に少年による凶悪事件や子どもが被害に遭う重大事件、悲惨な児童虐待事件などが後を絶たないなど、少年を取り巻く環境は非行防止と保護の両面において、厳しいものとなっております。地域と連動した少年非行防止・保護総合対策の一層の推進が求められております。そこでこの政策の目的ですが、全国的に少年の非行は減少傾向にありますが、当県では平成21年、22年と非行少年数が連続して増加したことに加えまして、少年事件が悪質化、あるいは携帯電話の有害サイト利用による犯罪被害事案、不審者による声かけ事案が後を絶たないなど、少年を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況にあります。こうした情勢を踏まえまして、この政策は、関係機関・団体、ボランティア、地域住民と連携した少年非行防止・保護総合対策を一層推進して、地域に根ざした少年の健全育成の実現を図ろうとするものであります。

次に政策を構成する施策の推進状況及び評価結果について説明申し上げます。2ページをご覧ください。施策「地域社会が一体となった少年の非行防止・立直り支援活動の推進」の基本は、少年の非行と犯罪被害防止対策として地域社会が一体となって取り組む少年の健全育成、立直り支援活動を推進するとともに、被害少年に対する保護活動の推進、児童虐待への迅速・適切な対応、少年の福祉を害する犯罪の取締り、フィルタリング機能に関する広報・啓発等、少年の健全育成に向けた総合的な対策を推進し、政策目的の達成を目指すこととしております。

その推進状況について説明します。最初に「なまはげNEWS隊による非行・被害防止活動」についてですが、なまはげには「悪を正す」というイメージがありまして、規範意識の向上に効果があると認め、警察職員がなまはげに扮し、東西南北全県各所を回るという意味で、東西南北のアルファベットの頭文字をとって「なまはげNEWS隊」と命名いたしました。主として小学校を対象に規範意識や防犯意識の向上を目的に、非行・被害防止教室の開催や登校時の校門前での挨拶運動など、各種啓発活動を実施しております。次に「大学生少年サポーターの活動」ですが、少年と年齢が近い大学生が勉学支援や、社会参加活動支援などを行っておりまして、勉学支援は家庭教師などと違いまして、少年に勉強のおもしろさなどを教え、少年が勉強に取り組む姿勢を養うために行っております。「スクールサポーターによる児童・生徒の非行及び犯罪被害防止活動」につきましては、5つの警察署にスクールサポーターを1人ずつ配置し、通学路を巡回したり、声かけ事案などが発生した際には、児童の安全を確保する活動などを実施しております。「チャイルド・セーフティ・センターによる子どもSOS対応活動」につきましては、24時間子どものSOS対応活動や巡回活動などを実施したほか、学校などからの要望を受けて、寸劇などを活用した非行・被害防止教室を実施しております。これらの事業を積極的に行った結果、それぞれの活動が定着化しまして、2年連続して増加していた非行少年数が3年ぶりに減少するなど、少年の規範意識及び被害防止意識の向上に大きな効果があり、着実に推進されていることから、その評価はAとしております。

次に3ページをご覧ください。今回ご審議いただいている施策全体の事業費につきましては、5,849万2千円となっております。政策の推進状況に関する県民意識については、立直り支援活動に参加した少年や保護者から「勉学支援活動のおかげで高校に合格することができた」と感謝され、勉学支援をした大学生少年サポーターには礼状なども届いております。チャイルド・セーフティ・センター等による各種教室につきましては、寸劇や体験型の内容を盛り込んだ教室は「子どもでも理解しやすく、子どもの心に残る内容だ」と好評を得ておりまして、教室の開催要請が数多く来ております。少年の非行や犯罪の被害は、県民が身近な不安を感じておりますし、少年による凶悪事件、少年が被害者となる重大事件については、社会的な反響が極めて大きいことから、非行・被害の未然防止対策には県民から大きな期待が寄せられております。また、次代を担う少年の健全育成は社会全体の課題でありまして、少年非行防止や保護対策の推進に対する期待と関心も高く、県民の不安を解消するためにも少年非行防止・保護総合対策をより一層推進する必要があると考えております。

次に政策の評価について次の4ページをご覧ください。政策の推進状況ですが、平成14年から毎年減少していた非行少年数は、平成21年から2年連続で増加しましたが、各種事業を積極的に推進した結果、平成23年中の非行少年数は464人と3年ぶりに減少し、500人以下にするという目標も達成するなど、少年の規範意識の向上に大きな効果が見られ、本施策は順調に推進されていると考えておりま

す。

課題と今後の推進方向につきましては、平成23年中の非行少年数は前年に比べ大幅に減少しましたが、少年犯罪は社会環境の変化等によって急激に増加に転ずる側面を持っており、少年による悪質な事件や少年の福祉を害する犯罪の被害、児童虐待事案等が後を絶たない状況にあります。特に、インターネット上の違法・有害サイトを利用した非行・犯罪被害が後を絶たないなど、少年を取り巻く環境は悪化の一途を辿っておりますので、より一層の対策が求められております。今後も少年の非行防止活動とともに、犯罪被害防止活動を強力に推進し、地域ぐるみの非行防止及び保護対策を定着させる必要があると認められます。以上の状況について総合的に評価した結果、A「順調」と評価いたしました。続きまして施策評価に入ります。

□工藤警察本部生活安全部少年課長（以下、工藤課長）

生活安全部少年課の工藤でございます。よろしくお願いいたします。私から施策「地域社会が一体となった少年の非行防止・立直り支援活動の推進」について、推進の概要及び一次評価の結果についてご説明いたします。資料1-2の5ページをご覧ください。最初に施策の内容ですが、施策の目的については、全国的に少年の非行は減少傾向にありますが、当県では平成21年は516人、平成22年は713人と非行少年数が連続して増加していることに加え、少年事件の悪質化あるいは携帯電話の有害サイト利用による犯罪被害事案、不審者等による子どもに対する声かけ事案等が後を絶たないなど、少年を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況にあります。こうした情勢を踏まえ、関係機関・団体、ボランティア、地域住民と連携した少年非行防止・総合対策を一層推進し、地域に根ざした少年の健全育成の実現を図ろうとするものであります。次に事業の概要ですが、3つの事業からなっております。

施策の推進状況であります。「『なまはげNEWS隊』による非行・被害防止教室の開催」についてですが、平成23年中、なまはげNEWS隊による非行及び被害防止教室や啓発活動を208回実施しております。記載のとおり、教育関係者をはじめ保護者から高い評価を得ております。「大学生少年サポーターの活動」ですが、こちらについては被害少年等への勉学支援を20回実施、中でも怠学を繰り返していた中学3年生2人への勉学支援では、少年が勉強に取り組む姿勢が生まれ、志望する高校に合格するなどの成果を上げております。少年や保護者から感謝の声や手紙が寄せられております。

「環境浄化対策の推進」については、調書に記載のとおりであります。「スクールサポーターによる児童・生徒の非行及び犯罪被害防止対策の推進」についてですが、能代、秋田臨港、秋田中央、秋田東、大仙警察署に各1名のスクールサポーターを配置し、児童の安全確保等の活動を実施しております。平成23年度中スクールサポーター5人が学校訪問し、年間291回の非行・犯罪被害防止教育を行ったほか、8,431回に及ぶ学校・児童等への安全確保活動を行い、学校等に対する適宜適切な支援・指導を行っております。「チャイルド・セーフティ・センターによる子どもSOS対応活動」についてですが、平成23年度中は85件の相談が寄せられたほか、センター員の巡回時の声かけの対象は28,185人に及び、秋田駅周辺のコンビニ等にい集していた少年が目に見えて減ったほか、県内全域において不良行為少年が減少しました。また、学校等の要望により135回の寸劇やなまはげNEWS隊を活用した非行・被害防止教室を実施し、規範意識の向上に努めております。

施策を取り巻く治安情勢につきましては、これまで説明したとおり、少年を取り巻く環境は非行防止と保護の両面において依然として厳しいものとなっております。地域と連動した少年非行防止・保護総合対策の一層の推進が求められております。

次に施策の評価についてであります。次の6ページをご覧ください。最初に(1)必要性ですが、必要性は高いものと認め、A評価といたしました。非行少年の数は減少しましたが、少年犯罪は環境の変化によって急激に増加に転ずる側面性もあります。また、少年による悪質な事件、子どもに対する声かけ事案の増加、携帯電話、スマートフォン等によるインターネット上の違法・有害情報の氾濫など、少年を取り巻く環境が悪化している現状にあります。そこで、少年の規範意識や防犯意識の向上を図るため、スクールサポーターやチャイルド・セーフティ・センターと関係機関・団体、ボランティア等が連携の上、地域が一体となって総合的な少年の非行及び犯罪被害防止対策を推進する必要があると認めております。次に(2)有効性ですが、有効性は高いものとみて、A評価といたしました。各施策はそれぞれ少年の規範意識、防犯意識の向上や少年の立直り支援等に大きな成果があると認めております。次に(3)緊急性ですが、緊急性は高いものと認め、A評価といたしました。非行少年の数は減少しておりますが、声かけ事案、有害サイトの利用云々、そのほかにも各種風俗営業等による有害環境の存在など、少年を取り巻く環境は依然として多くの問題を抱えており、次代を担う少年に対する非行防止の保護活動は県警の重要かつ喫緊の課題でありますし、将来の犯罪抑止の基盤づくりとして緊急に取り組む必要があると認めております。

施策の総合評価についてです。幹事部長である生活安全部長による評価ですが、これも着実に推進しているということでA評価といたしました。これまでご説明申し上げました、少年非行防止・保護総合対策を積極的に展開した結果、平成23年中の県内における非行少年の数は464人でありました。平成14年から毎年減少していた非行少年数が平成21年から2年連続して増加しましたが、本事業を継続して実施したことにより、23年は3年ぶりに減少し事業の成果が現れておりますし、非行少年数を500人以下にするという目標値も達成しておりますので、本施策の効果は大きく、着実に推進されていると認めております。

□古屋調査官

続きまして、同じく6ページの総合評価の(2)警務部長による二次評価ですけれども、これはA「着実に推進」としております。本施策につきましては、ただ今少年課長が説明しましたとおり、事業を積極的に推進した結果、それぞれの活動が定着し少年の規範意識や被害防止意識の向上に大きな効果が見られ、着実に推進していること、また、少年の健全育成を地域に更に定着させるためには、地域が一体となって非行防止活動及び健全育成活動を継続して推進する必要があると判断し、Aの「着実に推進」と評価したものです。評価の反映状況、対応方針についてですが、県警察運営の重点目標設定に反映させ、引き続き計画的に推進していきたいと考えております。続きまして事業評価に移ります。

□工藤課長

それではチャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS24」事業について評価調書に基づいて

説明いたします。資料1-2の7ページ目をご覧ください。事業実施の背景であります。全国的に非行少年の数は減少傾向にあり、県内においても非行少年や不良行為少年が年々減少し、非行には一定の歯止めがかかったように見受けられましたが、平成21年からは非行少年が2年連続して増加しております。また、悪質な非行事案が断続的に発生しているほか、少年が安易に携帯電話で有害サイトを利用して福祉犯罪の被害に遭う事案や、児童虐待、不審者からの声かけ事案等が後を絶たないなど、少年を巡る問題は非行防止と保護の両面で依然として厳しい情勢にあります。こうした情勢を踏まえ、子どもに対するSOSの対応や子どもの非行犯罪被害防止活動を24時間体制で行い、子どもの非行防止及び健全育成を図る必要があると認めております。

次に、外部環境の変化及び事業推進上の問題点であります。少年非行防止及び健全育成活動を推進しておりますが、多くの少年が地域における人間関係や連帯意識の希薄化等の様々な問題を抱え、社会的に孤立していると言われていた一方、家庭では教育力の低下が指摘されるなど、少年を健全に育成するための機能低下が懸念されております。このようなことから、子どもに関するSOSへの対応や子どもの非行・犯罪被害の防止活動を24時間体制で行うことの必要性が高いと認めております。

次に、住民ニーズの状況であります。チャイルド・セーフティ・センターに少年に関する多くの相談があったほか、県内の各学校や児童館等から非行・犯罪被害防止教室等開催の要望が多数寄せられ、「寸劇や体験型の内容を盛り込んだ教室は子どもでも理解しやすく、教育的効果が高い」と評価を得ているほか、教室を受けた後、生徒児童からも「万引きしない」「変なおじさんについていけない」などの感想文が寄せられており、好評を得ていると認めております。

次に、事業目的であります。これまで目標についてご説明しておりますが、チャイルド・セーフティ・センター員による24時間体制での子どもや保護者、地域住民から寄せられる相談に対する問題解決に向けた指導、助言及び巡回活動、道徳教育活動、参加型教室活動等を実施して、子どもの非行防止及び健全育成を図ることを目的としております。

次に、重点施策推進方針との関係ではありますが、その他の事業として進めているものであります。

目的達成のための方法であります。27人の警察、非常勤職員を雇用し、アルヴェに設置したチャイルド・セーフティ・センターを拠点に、24時間体制で子どもSOS対応活動及び巡回・声かけ活動を行うほか、全県の各警察署と連携の上、県内全域での非行・被害防止教室やキャンペーン等を実施し、子どもの非行防止及び健全育成活動を行うものであります。

事業の全体計画及び財源です。事業項目は「チャイルド・セーフティ・センター『子どもSOS』活動に要する経費」であります。24時間体制で子どもSOS対応活動及び巡回・声かけ活動、非行・犯罪被害防止活動、情報発信活動等を行うため、県の一般財源と緊急雇用創出臨時対策基金により、5,018万2千円となっております。

事業の効果を把握するための手法及び効果の見込みであります。資料1-2の8ページをご覧ください。指標として掲げたものは、年間の非行少年数であります。平成23年の非行少年数の目標500人といたしました。実績は464人で107.8%となっております。目標値、実績値は1月から12月までの数値となっております。

所管課長による一次評価であります。必要性の観点でA評価としております。現状課題に照らした妥当性ではありますが、これもa評価となっております。子どもの非行・犯罪被害防止及び健全育成を

図るためには、24時間体制で子どもに関するSOSを把握し、素早い対応を取る必要があるほか、きめ細かい非行・犯罪被害防止教室等の実施が必要であり、全県的に対応する活動が求められていることから、aと評価いたしました。次に、住民ニーズに照らした妥当性についてですが、これもa評価としております。保護者、学校関係者をはじめとする地域住民は、子どもの非行・犯罪被害防止及び健全育成について身近なこととして、強い関心を持っていることから、適切な相談対応やきめ細かな非行防止教室等が求められております。また、巡回の強化や声かけ運動等の各種キャンペーンの開催についても関係機関等から求められております。次に有効性の観点であります。A評価としております。事業目的の達成状況であります。a評価としております。チャイルド・セーフティ・センターに年間85件の相談が寄せられたほか、センター員の巡回による少年に対する声かけ数は28,185人に及んでおります。また、学校等の要望により135回の非行・犯罪被害防止等の教室を開催するなど、住民からのセンター活動への需要も多く、本事業は非行・犯罪被害防止及び健全育成活動に高い有効性が認められ、非行少年を500人以下にするという目標値も達成していることから、A評価としております。次に、効率性の観点であります。A評価としております。事業の経済性の妥当性であります。a評価としております。チャイルド・セーフティ・センターの活動は、非常勤職員という限られた勤務時間の中、年間33,435回の巡回を行うなど交代制により24時間間断なく活動を行っております。また、非行・犯罪被害防止教室や各種キャンペーンなどは全県に渡って実施しており、非行・犯罪被害防止及び健全育成の効果も大きく、費用対効果の面からも効率性が高いと認められ、A評価といたしました。

総合評価であります。事業の妥当性については、妥当性が高いとしてA評価といたしました。これまでご説明したとおり、平成23年中の非行少年は464人と3年ぶりに減少し、500人以下とする目標も達成するなど、本施策の効果は大きく着実に推進していることからA評価といたしました。最後に対応方針ですが、「現状維持で継続」すべきものと認めます。少年犯罪は社会環境の変化によって急激な増加に転ずる側面を持ってありますし、携帯電話やスマートフォンに及ぶインターネット上の違法・有害情報の氾濫など、少年を取り巻く環境が悪化している現状にあります。また、多くの少年が地域における人間関係や連帯意識の希薄化等の様々な問題を抱え、社会的に孤立していると言われていた一方、家庭の教育能力の低下が指摘されているなど、少年や健全育成のための気運の低下が懸念されております。このようなことを踏まえ、少年の規範意識や防犯意識の向上を図り、少年非行防止・保護総合対策の推進のため引き続き事業を推進していく必要があります。「現状維持で継続」すべきものと認めております。

□古屋調査官

それでは最後となりますが、警務課長による二次評価となります。これについては「継続（現状維持）」としております。各種相談、非行被害防止教室等の開催などの需要が多く、チャイルド・セーフティ・センター員の活動で事件検挙に結びついた事例もあります。非行防止や犯罪被害防止、健全育成に高い有効性が認められますので、今後も継続して推進していく必要があると評価したものです。評価の反映状況、対応方針についてですが、平成24年度についても本事業を継続し、推進しているところであります。以上で説明を終わらせていただきます。

●池村委員長

ありがとうございました。それでは政策「少年非行防止・保護総合対策の推進」に関する一連のご説明が終わりました。引き続き調査・審議に入りたいと思いますが、先ほどご了承いただきましたように、最初に事業評価、次に施策評価、それから政策評価、そして更に総括的な審議ということでお願いしたいと思います。はじめに事業評価の調査審議に入ります。どなたかご質問、ご意見等ございますでしょうか。三品委員どうぞ。

◎三品委員

子どもSOSの活動というのは、物凄く重要なことではないかと感じます。一人ずつ声をかけ、子どもにそれぞれ直接に対応する、向かっていくという姿勢が必要ではないかと思います。質問ですが、これは全県に基地があるのでしょうか。アルヴェに一つあると思いますが、そのほかにもあるのでしょうか。もし秋田だけだったら、もう少し広げた方がいいのかなと思いました。ほかにもあってこのような活動をしていれば別に問題ないと思いますが、そこを教えていただきたいと思います。何人で活動しているのかということが分からないので、それも含めて教えて下さい。

また、私はその関係をしている人に会って聞いたことがあるのですが、非常勤職員ということで単年毎に契約を結ぶため、1年ぐらいしか出来ないということですが、1年間ずっとやったら相当な経験になると思いますので、例えば2年とか3年とか継続してできるようにしたら良いのではないかとと思いますが、どのように考えられていますか。

それから、予算の件で、一般財源とその他ということですが、その他というのはどういうことなのか教えてください。

あと、評価の一番最後のところ、細かいことですが年度別の目標値について、 $b \div a$ となっていますが、これは高い方がいいということで、敢えて質問ですが、正確に書いたほうが良いと思いますので、ここは指摘したいと思います。以上です。

●池村委員

幾つかございましたけれども、順次お願いいたします。

□工藤課長

ただ今のご質問にお答えいたします。最初に県内幾つあるかというご質問でしたけれども、結論的にアルヴェ1か所であります。活動につきましては、全県規模で様々な防犯教室等ありますが、各警察署から要請があった場合には各警察署に回ります。巡回活動も大きな活動の一つではありますが、そちらにつきましては秋田市内、駅周辺をもつての活動としております。一応全県一区ということで活動はしておりますが、街頭活動といいますか、巡回については秋田市内ということですが。

二番目にご質問の人数の関係です。全員で27名です。警察官のOBですけれども、一般財源による採用の方が15人、緊急雇用の関係が12人ということで、27人で1日9人の交代制で勤務を実施しております。

それから、単年云々というお話がございましたが、緊急雇用の関係でどうしても単年という制約が

あるということで、例えば一般財源の警察官OBについては継続して活動していただいているということでもあります。緊急雇用の場合は、上手な方もいらっしゃいますが、せっかく慣れた段階で残念ながら1年で終わるとというのが現状であります。一般財源のその他の部分が、結局緊急雇用の部分となっております。

年度別の目標値の評価は、その内容でいいと思います。

◎三品委員

このままでいいということですか。

□黒木企画振興部次長（以下、黒木次長）

ちょっとよろしいですか。この様式自体はオール県庁で使っているのですけれども、必ずしも達成率という意味での記載はしていなくて、A分のB、目標対実績の割合を書くわけですから、数字が高いから良いとか、低いから良いとかということを、事前に決めているわけではございません。この場合の、例えば23年度であればA分のBで107.8%となりますが、それはそれということで、数字の流れを見ていくということなので、それは三品委員のご指摘のとおりテクニカルに直させていただくということです。

●池村委員長

内容的には十分読み込めるということのようですのでお願いします。そのほかございませんでしょうか。沼倉委員どうぞ。

◎沼倉委員

事業の中でチャイルド・セーフティ・センターを24時間体制で行っているというご説明をいただきましたが、実際に24時間体制をとっている必要はあるのでしょうか。要するに、時間は何時頃か分かりませんが、例えば真夜中の2時から朝の8時までの間というような時間でも出動とかそういったようなことはあるのでしょうか。時間的に、確かに8時間労働で済ませましようということは出来るような性格ではないということは分かりますが、24時間必要なんでしょうか。

□工藤課長

勤務の体制ですけれども、昼と夕、深夜勤務ということで、三つに分けておまして、昼の勤務は午前8時頃から午後5時頃まで、夕勤務は午後3時から午前0時まで、深夜勤務は午前0時から次の朝までということで、この時間帯に秋田市周辺の巡回活動をやっております。実績についてもご説明いたしましたが、それによってコンビニ等におけるい集もなくなっているという実情もありますので、一概に対象が少ない云々、必要性がないとかいうことではなくて、実質的にそのような効果も得ているので、チャイルド・セーフティ・センターとしては、24時間というのがむしろメインといたしますか、一つの売りとして理解していただければと思っております。

●池村委員長

続いてどうぞ。

◎沼倉委員

子どもSOSというのは相談とか連絡が来ると思いますが、このアルヴェの存在は、一般県民の方に、秋田市だけでなく県全体として、認知度は高いのでしょうか。

□工藤少年課長

県警の方でもホームページにも載せておりますし、アルヴェにも広報資料等で周知を図っております。そのほかでも、様々な防犯教室等をするときにも「こういうものがあります」ということで、広報活動については進めているところです。

先ほどのご質問の24時間体制についてですが、相談活動ということで電話による相談もありまして、なかなか警察署には電話しがたい、敷居が高いという兼ね合いもありまして、警察署に相談出来ない人もアルヴェならということで、実際に夜に電話するというような相談もあるということをつけ加えます。

●池村委員長

周知活動を徹底しておられるという説明ですが、沼倉委員よろしいでしょうか。そのほか、山崎委員どうぞ。

◎山崎委員

事業全体にわたる質問にもなるかと思いますが、三点質問させていただきます。一点目、凄く根本的で申し訳ありませんが、非行少年という人数のカウントは、補導された人数という意味でよろしいでしょうか。カウントの括りがどういう括りであるか分からなかったので一つ目の質問です。

二つ目の質問は、少なくともSOSセーフティ・センターの事業は3年間継続して4年目に入っていると思いますが、3年目でやっと減少したということで、2年目の平成22年度は逆に増加していますが、たぶんそのときの最終評価は「継続」にしても「改善」ということになっていたと思いますが、恐らく何らかの改善の対策があつて23年度はここまで減少したと思いますが、その改善の内容を何か具体例があれば教えていただきたいというのが二点目です。

三点目は、最後の8ページの上の方に、年間85件の相談が寄せられたとか、声かけ人員が28,185人に及んだと書いてありますが、我々は今年これをポッと見せられましたので、前年度に比べてどのくらい増えているか、減っているのかも全然分かりません。ですから、その辺を参考までに分かれば教えていただければと思います。この三点よろしくをお願いします。

□工藤課長

最初に非行少年の関係です。非行少年は、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年と3形態がございます。14歳以上で例えば刑法などの犯罪を犯した者、14歳未満ということで触法、そしてぐ犯少年という3

形態の少年の総数をカウントしております。

非行少年数の減少の関係です。少年課で把握しておりますのは平成14年頃から統計をとっております。これまで非行少年の総数は減少していたのですが、たまたま21年、22年に増加になって、今回23年に再び下がったということで、この要因は様々な検討が必要でありまして、この事業による影響も勿論あるかと思いますが、少年自体の全体数も年々少なくなっていることであります。評価についてはその点分析と言いますか、今回500人という数字に基づいた評価の算出といたしましたけれども、一概に事業をやってすぐ云々という減少傾向、目に見えた数字はなかなか出ないということもありまして、基本の500を基準とした評価をした次第です。

相談の数の関係ですが、平成23年が85件であるのに対して、22年は105件ということで、マイナス20件ということであります。若干相談件数は減っているということでもあります。以上です。

●池村委員長

ただ今の点は参考資料の1-2の中に詳しく書かれてありますので、後でご覧いただければと思いますが、せっかく21年度、22年度が増加傾向であった非行少年の数が、23年度は減った、随分工夫をなさったでしょうという話をしていただいたのですが、苦勞されたと思いますが、何もないのでしょうか。

□工藤課長

特段皆さんにご紹介するような大きな内容はありません。

●池村委員長

そのほか、はい、どうぞ大塚委員。

◎大塚委員

良い活動だと思いますが、三点お聞きしたいのですが、相談というのは電話ですか、それとも予約して対面で相談を受けるのでしょうか。もし電話であれば年間85件ぐらい相談があるということですが、その電話を待っているのでしょうか。巡回活動が年間33,435回ということなので、1日3回くらいされていると思いますが、電話の相談というのは巡回に出ている間はどうなっているのかお聞きしたいです。

□工藤課長

相談については、電話と直接センターを訪れての面談ということで、アルヴェ内に相談室を1室設けております。事務員の少ない中で巡回中の相談も当然ありますが、その場合は公用の携帯を持参しておりまして、例えば電話が来た場合には、その相談が携帯電話に直接転送になるというシステムで対応するようにしております。

◎大塚委員

分かりました。ありがとうございます。

●池村委員長

ひとまず施策評価の調査審議に移りましょう。いかがでしょうか。はい、沼倉委員どうぞ。

◎沼倉委員

大学生を使ってサポーターをしているというのは大変良いことだと思いますが、先ほどのご説明で家庭教師とは違うというお話でしたが、家庭教師だと知識を伝えるというところが大きなところになると思いますが、この場合は学習する楽しさとか、そういう意欲を持たせるようなことだと思って聞いていましたが、これは物凄く難しいですね。たぶん大学生の人間的な資質とか、性格とかそういったものにもよると思いますが、10人の大学生を選んで委嘱するときに、どういった方法で募集して選んで、それから、教育の専門家のサポートとかバックアップも必要だと思いますが、その辺のところはどのようにしているのでしょうか。

□工藤課長

採用の際には公募いたしまして、面接ということで、それぞれの経緯からこれまでの大学生の状況を把握して、秋田市内にある各大学からその候補者を選ぶということにしております。バックアップの関係ですが、こちらについては特段、大学生に対するバックアップ活動はしておりません。

◎沼倉委員

大学生に指導の仕方とか、子ども達の心理とか状況などといったものを、例えば専門家の立場から、防犯の立場もそうでしょうし、教育の立場からもそういったバックアップ、子ども達の教育ではなく指導する大学生に対する教育みたいなものは必要だとは…、そういう必要性がなく実績が上がっているのですか。

□工藤課長

ご指摘のとおりですが、面接の段階で基本的な知識やそういう能力のある方を選ぶということで、一応私の方では理解しております。

●池村委員長

端的にガイダンスだとか研修だとか、小規模なものでもそういうものを実施していらっしやらないということですか。

□古屋調査官

研修会は委嘱のときに実施しております。また、勉学支援等各種支援を行う際には少年補導職員という警察職員、女性職員がおりますが、この者が少年に特化した仕事をしております。この者が一緒

になって行っておりますので、最初に勉強支援をする前に必ず打ち合わせをして、それから一緒に勉強支援を行うという形になっております。

◎沼倉委員

大学生10人は男子学生と女子学生は混ざっているのですか。

□工藤課長

それぞれ男女5人ずつの割合になっております。学校も大体バランス良くしております。余り一つの大学に偏るといったことはありません。

●池村委員長

それでは政策一つ、施策一つですので、政策評価も含めてご意見ございましたらお願いします。はい、三品委員どうぞ。

◎三品委員

今の大学生がもっと若い子ども達を教えるということですが、これは非常に重要なことではないかと思えます。というのは、一般的なことですが、大学生というのは無気力です。能動的に何かをやっていくということがない、勿論そういうことが出来る子もいますが、何か能動的にやるようなことをさせたいと私はいつも思って色んなことを考えていますが、教えるということは自分が相手に分かるように伝えなければならず、どのようにやればいいのかとすごく考えると思えます。そこで、「ああそうか、そういうことが必要なんだ」ということで、自分が今度勉強するときにもそれを応用していくということがありますのですごく重要だと思えます。ですから、何人かを選ぶのではなく全員採ってもらいたい、極端な話ですがそのようなことに広げていっていただけたらと感じました。

それから、なまはげNEWS隊ですが、なまはげはやっぱり秋田ということで有名ですよ、これが非行とかその他問題のある人たちを支援していくというのは凄く重要だと思うんですね。ですから、県の一つの目玉としてやってみたらいいのではないかなと思えます。

●池村委員長

三品委員は全てというようにおっしゃいましたが、要するに、大学生10人ということではなくて、大学生自身にもこういうような効果があるのでもう少し広げてということですね。そこら辺何かございましたら。

□工藤課長

今後の活動にご指摘を生かして、広げたいと思えます。

●池村委員長

そのほかございませんか。山崎委員どうぞ。

◎山崎委員

先ほど私が質問した内容と同じになりますが、全体の事業、施策、政策も内容を色々と目標値を定めて、色んな活動をしていて、効果も確認しておられますので、その年度が良くても悪くても、次の年に同じことを継続すると、やっている意味が薄れてくる。段々マンネリ化して薄れてくるというのは当然の事だと思いますので、是非、良ければ良いなりに悪ければ悪いなりに、次の年には何をやるかというのを改めて見直す機会を、部内で持っているとは思いますが、こういう場でご説明出来るようにしていただければと思います。これは私からの指摘、意見です。

●池村委員長

そのほかよろしいでしょうか。私も委員として一言だけ。端的には非行少年数が3年ぶりに減少に転じたということを中心に、政策、施策、事業ともに評価は出来ると思いますが、本件については特にありませんが、そのこととは別に少し気になったのが、参考資料の中にある政策の評価の手法で、1ページの一番下の評価の判定基準のところ、今回は一つの施策であり、それがAですから、当然Aとなりますが、仮に2つの施策があったとして、一方がBであってもこれだとA「順調」になるわけですよね。2ページを見ますと、一例として政策の2「交通死亡事故の抑止」というのがありますが、これは施策を3つ包括していると。仮にこれがA、A、Cできたら、これも政策評価はAになるわけですよね。私が申し上げたいのは、実施計画をおつくりになることについては本委員会としては特にお話するような権限はないわけですが、ゆくゆく評価結果をどう見るかというところにつながってきますので、少し評価の判定の区分については、実施計画を策定される段階でお考えになる余地はあるのではないかなという印象です。今回は内容的にも問題ないし、政策一つに施策一つですから、Aが自動的にAになるというのは分かり切った話で問題ないのですが、そこら辺は今後あるかもしれないなど。政策の立て方、施策の組み方等にもよりますが、お考えいただければと思います。

□古屋調査官

ありがとうございます。今委員長がおっしゃったとおり、改めて見ますと警察の中でも各部門、刑事、生活安全、交通、警備とありますが、具体的な施策になるとやはり各部門が分かれています。その中で成果の上がるもの、上がらないもの、出てきますので、警察の施策そのものはあまり目新しいものが出てくることはなくて、変わり映えしないのが毎年ですが、そこら辺の評価の仕方も合わせて県と相談しながら仕方を考えてみたいと思います。

●池村委員長

今回の評価結果の調査審議と直接に関わるわけではありませんが、実施計画については私どもは権限を持っていませんので。何か補足的にございますか。

□工藤課長

山崎委員から新たに実績云々のお話がありましたが、特化したものがない、特にという意味で話しましたが、各犯罪の発生、地域で様々な形態が違いますが、巡回の強化など街頭活動の強化、部分的

なものも含めましてそういう活動は積極的に指示をしておりますし、実際推進しておりますので、その点を補足させていただきたいと思います。

●池村委員長

そういたしますと、調査審議いただきましたけれども、評価結果については政策、施策、事業ともに妥当であるということだと思います。それから、政策提言として、大学生サポーターについては範囲の拡大が望まれるということがあったと思いますし、施策、政策、事業について好成績ではあるけれど、マンネリ化しないように工夫を重ねられたいというご意見があったということ、以上を基調として委員会としての意見をまとめたいと思いますが、委員の皆様方よろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

●池村委員長

それでは具体のとりまとめの作業ですが、本職と事務局にご一任いただきたいと思います。ご了承いただけますでしょうか。

【委員一同異議なし】

●池村委員長

ありがとうございました。以上で政策「少年非行防止・保護総合対策の推進」についての調査審議を終了します。引き続いて次の審議に入りたいと思います。

(1) 政策・施策・事業評価の調査審議

②教育委員会が実施した政策評価等

●池村委員長

それでは再開いたします。教育委員会が実施した評価の調査審議に入ります。施策「学校教育の充実」につきまして、事務局より順次説明願います。

□深井教育庁総務課長（以下、深井課長）

教育庁総務課の深井でございます。施策の概要及び一次評価結果につきまして説明いたしますので、資料2-1をご覧ください。はじめに施策の構成につきまして簡単に説明いたします。政策6「学校教育の充実と青少年の健全育成」の二つ目といたしまして、施策2「学校教育の充実」がありまして、六つの施策の方向性から構成されております。一つ目の「子どもの個性を生かした多様な教育活動の展開」につきましては、小中学校における「少人数学習推進事業」や、この後ご審議いただきます「学力向上推進事業」等の多様な教育活動を展開する事業がございます。二つ目の「高校生の学力向上を目指した各種プログラム等の実施」には、高校における「少人数学習推進事業」や「高校生未来創造支援事業」等の高校生の学力向上を目指した事業がございます。三つ目の「総合支援による特別支援

教育の推進」につきましては、事業評価の対象となる事業がないためここに事業名は記載していませんが、事業評価対象外である基金を活用した事業や、經常予算による継続的に行える事業により様々な活動が展開されているところです。四つ目の「学校支援地域本部による学校支援活動の活性化」につきましては、「学校・家庭・地域を結ぶ総合推進事業」、五つ目の「学校における食育の推進」には、「あきた米粉パン普及促進事業」があります。六つ目の「その他施策関連事業」には、学校の建設・整備をする事業や私立幼稚園や学校への補助金など様々な事業がありまして、施策「学校教育の充実」にある事業費の合計は78億9,567万円であります。

次に資料2-2の1ページをご覧ください。一次評価の結果につきまして、評価調書に基づいてご説明いたします。先ほど説明しました六つの方向性を受け、2(1)「施策目標及びその達成状況」には、施策目標として5項目を挙げておりまして、それぞれの達成状況は①「基礎学力向上のための指数」は達成率100.8%、②「大学等への進学率」は達成率90.0%、③「特別支援学校高等部卒業生の社会的自立割合」は達成率119.7%、④「学校支援地域本部事業実施校1校当たりの支援活動回数」は達成率74.4%、⑤「地場産物の学校給食活用率」は達成率93.0%となっております。目標数値を達成している項目が半分未満であるため達成度はCとなっております。

2ページをご覧ください。施策の推進状況ですが、①「子どもの個性を生かした多様な教育活動の展開」では、学校訪問による授業改善、Webサイトでの単元評価問題の配信、学力の検証改善サイクルの確立等を行い、本県児童生徒の学力向上に取り組んだ結果、全国学力・学習状況調査においても良好な学力を維持していることから、学力向上施策が着実に推進されているものと考えております。②「高校生の学力向上を目指した各種プログラム等の実施」につきましては、各種プログラムに取り組んだ結果、大学・短大進学率が45.9%と過去2番目となったほか、医学部医学科への進学者は62名と過去最高となりました。また、就職決定率も厳しい経済情勢の中でありながら全日制、定時制合わせて99.0%、県内就職決定率も98.7%と健闘しております。3ページをご覧ください。③「総合支援による特別支援教育の推進」では、特別支援学校におきまして非常勤職員の配置により、実習可能な事業所364か所、就職可能な事業所31か所を開拓することが出来ました。また、キャリア教育を推進し、卒業生に対する追指導等を実施した結果、平成21年度から23年度の過去3年間に高等部を卒業した生徒の職場定着率は92.5%であり、安定的に推移しております。④「学校支援地域本部による学校支援活動の活性化」につきましては、様々な支援活動によりまして児童生徒の学習意欲の向上や、学力向上、教員の多忙化解消などに結びついたほか、配置された地域コーディネーターの取組に多くのボランティアが関わったことにより、地域の活性化についても相乗的な効果を上げております。続いて4ページをご覧ください。⑤「学校における食育の推進」につきましては、地場産物の学校給食活用率の低い市町村において、情報交換会を実施したほか、様々な機会を捉え全市町村に活用促進を要請した結果、学校給食関係者の意識が高まってきており、学校給食への食材提供グループも増加しております。

以上を踏まえまして教育委員会による評価であります。小中学校における学力向上施策は達成率が100%を超えていること、高等学校における就職率が全国でも上位にあり、大学・短大進学率のほか医学部医学科への進学者数も伸びていること、特別支援学校高等部生の就職率について実習可能、就職可能な事業所等が順調に開拓されていること、学校支援地域本部の事業に取り組む学校数が増え、

活動内容が広がったこと、学校給食における地場産物の活用について、市町村や学校給食関係者の意識が高まってきていることなどから、評価結果を「概ね順調」といたしております。課題と今後の推進方向についてであります。思考・判断・表現する力の向上と、理数教科の一層の学力向上を目指すこと、キャリア教育を一層充実させること、特別支援学校高等部生の就職率向上のため、関係機関や地域とのネットワークを構築すること、地域ぐるみで学校を支えるだけでなく、学校も地域に貢献するなど双方向の活動を進めていくこと、また、先進的・円滑な運営をしている学校支援地域本部の取組を引き続き周知していくこと、地場産物活用について市町村間で二極化が生じていることから、関係者による課題の共有と更なる意識改革を図ること等に重点的に取り組んでまいります。以上でございます。

□吉川教育庁義務教育課長（以下、吉川課長）

続いて事業評価でございますが、義務教育課の吉川と申します。よろしくお願いたします。事業評価に入る前に「学力向上推進事業」につきまして、ご説明申し上げます。お手元の参考資料2、本事業は県内の小中学校児童生徒の基礎学力の定着と一層の向上を図ることを目的としており、四つの事業で構成されております。一つ目は、児童生徒の学習状況を把握し、成果と課題を捉えるための「学習状況調査事業」、二つ目は、学校訪問指導や理科支援員の配置、観察・実験指導力向上講座の開催などにより学力向上を推進するための「理数学力向上推進事業」、三つ目は、観察・実験にかかる教材等をサイエンスキャラバンカーに積載し、機動性を生かして県内を巡回し、科学的な見方や考え方を養う「観察・実験探究講座事業」、四つ目は、小中学校を単位とした、特定のテーマに基づいた児童生徒の個性や独創性を育む教育プロジェクトの提案に対して財政的支援を行う「特色ある教育活動支援事業」であります。次のページとなりますが、平成24年度からはこれらの事業を再編成して、「学習状況調査事業」と「理数学力向上推進事業」、児童生徒の学習状況や学校の教育活動、県市町村における教育施策の成果と課題を分析検証し、学力向上フォーラムなどを通じて県内外に発信する「あきたの教育力発信事業」、四つ目が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む「キャリア教育推進事業」の四つの事業として進めてきております。

それでは評価調書に基づきましてご説明申し上げます。資料2-2の7ページをお開きください。

1-1「事業実施当初の背景」ですが、本県の児童生徒は「全国学力・学習状況調査」において大変良好な状況となっておりますが、まだまだ地域差もあり継続して基礎学力の定着と向上を図る手立てが必要と考えております。特に、理数教科の学習意欲の向上と学習内容の定着を図るための取組を充実させることや、児童生徒の個性や能力の伸長を図る教育活動を支援する必要があることが背景となっております。次に、1-2「外部環境の変化及び事業推進上の課題」についてでございます。当たり前のことですが、児童生徒は毎年新しい学年に進級し、新しい勉強をしていきますので、継続して取組を進めなければなりません。また、小学校は平成23年度から、中学校は24年度から学習指導要領が新しくなっております。理数教育や体験活動が重視されるとともに、キャリア教育等の改善も指摘されております。

2「住民ニーズの状況」についてでございますが、各学校において学習状況調査や学校訪問指導が児童生徒の学習内容の定着度の把握や、指導方法の改善に役立っているという声が現場の学校や教育

委員会から多くなっております。理数教科の学力向上を図る取組、学校の特色ある教育活動の支援を継続して欲しいとの希望もございます。

3「事業目的」ですが、学力にかかる成果と課題の把握・分析から指導方法の工夫改善につながるサイクルを構築し、基礎学力の定着と向上を図ります。また、理数系教科の充実のため、インターネットを使った学習システムを提供したり、体験活動やキャリア教育の観点から学校の特色ある教育活動を支援したりして児童生徒の個性や能力の伸長を目指します。

4「目的達成のための方法」ですが、学習状況調査の実施、インターネットを活用した理数教科の単元評価問題の提供、学校訪問指導、小学校理科の観察・実験を支援する理科支援員の配置、さらに観察・実験にかかる講座やセミナーを実施したほか、学校の特色ある教育活動を財政面で支援いたしました。

5「昨年度の評価結果等」については、学習状況調査の結果から成果が見えております。また、理科支援員配置事業は継続を希望する学校が多く、特色ある教育活動に係る実践についてはTVや新聞等の報道にも取り上げられるなど、広く県民に周知されました。

6「事業の全体計画及び財源」ですが、科学技術振興機構からの受託事業である「理科支援員等配置事業」を23年度の「理数学力向上推進事業」に組み替えていることなどから、予算額が増えております。

8ページをご覧ください。7「事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」についてです。指標Ⅰについてご説明します。指標式に使っている「設定通過率」ですが、学習状況調査において県として概ね満足できる状況であると判断できる基準のことで、各問題毎に正答率を70から75%に設定しております。調査問題が県の課題と踏まえて、毎年新しく作成されるものであること、調査の対象児童生徒が毎年変わることを考え、設定通過率を超えた設問数の割合が全ての設問数の75%以上になることを指標目標とし、指標式に記載された計算をしております。平成23年度はこの数値が75.6で目標を達成できております。指標Ⅱでは学習状況調査の質問紙調査から学習意欲に関する項目を取り出しております。こちらも72.9と目標を大きく上回っております。

一次評価の必要性については、児童生徒の学習状況の把握、基礎学力の定着と向上、学校教育の充実との観点からA評価としております。有効性につきましては、事業目標値に対する達成率が2項目とも100%を超えており、有効性が高いということでA評価としております。効率性については、費用対効果の対前年度比のうち、指標Ⅱについては1.12となっているものの、指標Ⅰについては1.05と1.1以上になっていないことから、B評価としております。これらのことから総合評価は継続が必要なA評価となっております。以上で「学力向上推進事業」の一次評価についての説明を終わります。

●池村委員長

それでは一連の説明をしていただきましたけれども、これより調査審議に入ります。先ほど同様、事業評価、施策評価、最後に総括的な評価ということで進めたいと思いますが、まず事業評価についてであります。どなたかご意見等ございますでしょうか。はい、沼倉委員どうぞ。

◎沼倉委員

7ページの「特色ある教育活動支援事業」について、具体的に特色ある教育活動とはどのようなものですか。

□吉川課長

平成21年度から2年毎、2年間で一つの事業をしていくということで、今回は22、23年度という2か年にわたって特色ある教育活動を進めております。23年度は8地域で実施されておりました、例えば北秋田市の鷹巣小学校では電子黒板が学校に入っているのですが、黒板がインターネットも使えるし、色んな教材がすぐに出てくると、大きいテレビが黒板ということで、そういう時代になっているのですが、それを活用した思考力、説明力の向上といった研究をしております。それから、能代市の能代南中学校では「先端科学に触れる理科教育」ということで、当時「はやぶさ」がありましたが、それをお借りしてきて展示をして、子ども達とJAXAとの連携で、それに関して、理科教育に対して子ども達に興味関心を持たせるといったものをやりました。男鹿市の脇本第一小学校では、男鹿市はジオパークということで地質学的にも非常に貴重な場所です。ちょうど脇本はその地域にあり、せっかくそういった財産がありますので、それを活用した理科学習あるいはヘリコプターに乗って実際にこういった地形で「昔はここがこうだったんだよ」という勉強もしています。そういった様々な取組の授業を8地域でしております。

●池村委員長

よろしいでしょうか。そのほかございませんでしょうか。はい、三品委員どうぞ。

◎三品委員

質問と要望ですが、基礎学力向上のための事業ということですが、これは小中高全部入っているのでしょうか。

また、基礎学力というものはどのように捉えられているのか、本当にベーシックなものを勉強する、知識を獲得する、そういうところを捉えているのかどうかということです。何故こういうことを質問しているのかと言いますと、たぶん小中高の先生方の立場からすると、一生懸命教えていて7割5分しか結局出来なかったというのは情けないと思います。全部分かってもらうのが良いのですが、何かのミスとかがありますので100点というのはなかなか難しい。少なくとも9割ぐらひは理解し、「理解しているけれど忘れた」ということが一つ、二つとかあって出来ないというのはありますが、7割5分というのは低いのではないかと。もう少し高く、たぶん教えられている先生方の気持ちとしては低いのではないかと思います。結局は中学で7割5分、高校で落ちこぼれていく、そういうことを積み重ねて段々出来なくなるといいますか、世間一般で7割といったらかなり良いのかもかもしれませんが、ただ気持ちとしては、私は8割とか9割ぐらひを目標にしていただけければと思いますがいかがでしょうか。そういうことで前の質問と併せてお願いします。

●池村委員長

三点お願いいたします。

□吉川課長

一つ目の事業についてですが、この事業は小中学校ということで行っております。

二つ目の基礎学力の考え方ですが、結局学力をどう捉えるかと、いわゆる知識理解のみを学力と捉えるのかということがありますが、文部科学省でも学力観については提言されております。本県としても、知識理解だけではなくて、思考力、判断力、表現力も学力の要素である、そういったものがある程度育っていると。したがって、1 + 1 が2だとか、そういった形のものばかりではなくて、考えさせていくことも基礎学力の一つと捉えて進めてきております。

三つ目のお答えですが、それとも関連しますが、問題自体に思考力とか判断力を問う問題を必ず入れております。そういったことも踏まえて9割というのは、本当はそこまでいけば一番良いのですが、なかなかそこまでは…。しかし、こうやって色んな面でそういったものを基礎学力と捉えて、学習状況調査あるいは単元評価問題をやってきた成果として、これまでの全国の学力・学習状況調査に反映されているのではないかと考えております。という説明でよろしいでしょうか。

◎三品委員

はい。

●池村委員長

そのほかございませんでしょうか。はい、沼倉委員どうぞ。

◎沼倉委員

小中学校に関してはかなり良い成績を修めているとTVや新聞等でも我々も見ておりますが、その上はいかがなものですか。

□福田教育庁参事(兼)高校教育課長(以下、福田参事)

高校教育課の課長の福田と申します。小中については「全国学力・学習状況調査」等がありますが、高校は全国的な統一した調査はございません。そういう点で簡単に比較するのが難しい状況はありますが、幾つか指標をみながら私どもも検討しているところであります。先ほどの説明の中でもありました就職決定率については、就職希望者の県外の就職試験になりますと、他県の生徒とある意味では競争しながら基礎的な学力も必ず問われるということでありまして、そういうところでは高い決定率をつけているという部分が一つはあります。また、大学進学率の面ではありますが、週刊誌的に超難関大学がよく出されますが、あれは何名合格、入学したということでは絶対数でよく出されていて、秋田県は少ないのではないかとありますが、その点は私どもも卒業生の分母に対して、例えば超難関大の東大とか京大とか東北大とかその辺のところの合格進学率をパーセンテージで比較もして見ております。そうしますと、大都市圏はいろいろな中高一貫教育校があったり、予備校も充

実しているということではやはり高いのですが、大都市圏以外の県を比べた場合は、小中も学力が高いと言われる福井県等と本県は同じぐらいでありました。そういうデータ等も見ながら、他の難関大学への合格状況も本県の中での絶対数でデータを取ってみますと、旧帝大等への合格者数等は本県独自のデータであります。経年で比較していきますと、昨年3月の合格者数が過去最高になっていると、医学部医学科もそうだということで、少しずつ伸びてきているという状況もあります。また、専門高校の工業高校、商業高校、農業高校がありますが、そちらからの大学進学率等を見た場合は、他県の専門高校と比べてもかなり差をつけて多く進学しているという状況等のデータもありまして、幾つかのデータを見ながら分析をしていて、決してトップクラスとは言えないのですが、他県に比べて劣っているという状況はないと分析しております。そういうことを分析しつつ、基本的には全ての子ども達が社会的に自立していき、自分の進路希望を実現できるような学力はそれぞれつけていきたいということでいけば、まだまだでもありますので、そこは個々の生徒の希望実現という観点での諸事業をしながら、より高いところを目指して、学力向上の取組はしていかなければならないと考えております。

●池村委員長

そのほかありませんでしょうか。それでは施策評価の結果についてのご意見等も含めてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、山崎委員どうぞ。

◎山崎委員

沼倉委員のお話にも重複しますが、②の「高校生の学力向上を目指した各種プログラム等の実施」とあり、その中で取組内容がありますが、「少人数学習事業」と「地元企業との連携」、「専門高校を地区の拠点校とした『英語コミュニケーション能力育成事業』」と書かれてありますが、こちらは専門高校や専門学科のみが対象で、いわゆる普通科は対象外という観点でよろしいでしょうか。

●池村委員長

回答をお願いします。

□福田参事

少人数の学習推進、習熟度別にするとかそういうところに非常勤講師を加配するという事業については、就職の多い学校への支援と進学希望者の多い学校への支援と両方で取り組んでおります。企業との連携等については、基本的に行っているのは工業高校あるいは商業高校もそうですが、地元の企業との連携の協議会等をしながら相互理解を深めていき、協力も得ていくという取組にはかなり力を入れております。そのほかにも、進学校も含めた全ての高校に、県内のふるさと企業紹介事業ということで、県内の企業を高校生に知ってもらう必要があると、県内にも優れた企業がいろいろあるということをして1時間の授業でプレゼンをするという形の取組ですが、進学校も含めて全ての高校で行って、進学希望の多い学校でもそういう点での周知を図る取組をしております。「英語コミュニケーション能力育成事業」については、専門高校を強化している部分はありますが、海外派遣研修などは進学校

の理数科を対象に、特にソウル高校との交流を行ったりとか、そういう事業も行っておりますので、これらの「英語コミュニケーション能力育成事業」というのは全ての高校を視野に入れて取り組んでいる状況でございます。

◎山崎委員

ありがとうございました。

●池村委員長

委員長として委員の皆さんのご意見を是非伺いたいと。前回の会議でも似たような場面がありましたが、施策評価については定量的な評価はそれとしてあるわけですが、定性的な評価も考慮すると、最近では定性的評価のウェイトを少し高めるような方向で考えてきたわけですが、今回の件については定量的なところはC、三つの評価指標、施策目標値が達成されていない、しかし定性的な記述を見ると総合的には「概ね順調」というところに落ち着いている。これを評価する側としてどのように考えるかというのがポイントだと思いますが、そこら辺についてはどのように委員の皆様方お考えでしょうか。これを受け取る県民の意識というものも含めてお考えいただければ幸いです。はい、三品委員。

◎三品委員

私は施策に関しては、もちろん定量的に表せるものもあるかもしれませんが、定性的に扱うものではないかと元々思っています。状況がどうなって、具体的に事業ではどうだということまでもって行って良いか悪いかを見る、これは完全に定量的にやるべきだと考えていますので、基本的に施策に関しては、定量的なものはそれほど考慮しなくて良いというか、重きを置いて考えなくても良いのではないかと思います。もし出すのであれば、定性的なことと一致していないとまずいわけですが、基本的に、無理して定量的に出しているところもあるのではないかと思いますので、そのように考えた方が良いのではないかと思います。

●池村委員長

今おっしゃっていただいたように私ども委員会としても、定性的な評価にウェイトを移しつつあることは事実なのですが、現行の制度としては定量的評価はそれはそれとして踏まえなければならないというところがありますので、そこら辺をどう考えるかということですが、他の委員の皆様方がいかがでしょうか。はい、沼倉委員どうぞ。

◎沼倉委員

とても難しい問題だと思います。1ページの施策の状況を見ていますが、今回事業としては、検討の課題によっているのは一つだけですよね。ところが、施策目標及びその他の達成状況は五つあって、その五つがそれぞれの評価をするときに全く同じ重さで評価をして、達成が半分以上であるか、半分未満であるかというような評価の仕方についてもそれなりに議論しなければいけないのかなと。

それから、例えば④の「学校支援地域本部事業実施校1校当たりの支援活動回数」の年間の実績が、

22年度は155、23年度は116になっている。逆に、目標が110から23年度は156になっている。この辺のところ、そもそもどういう計算でこういう目標になされたのか、155が116になっているのは例えば予算とかそういったものの関係があるのか、それとも外部の原因によるのか、その辺のところも総合的に見ないと、事業を一つだけ見て施策の評価をすること自体が元々まずいのではないかという気がします。

●池村委員長

途中で恐縮ですけれども、教育庁にはそこら辺をどのように捉えられたかをお聞きしたいと思います。

□小川教育庁生涯学習課長

生涯学習課の小川と申します。④の学校支援地域本部事業の考え方ですが、施策の方向性も必要性、目的の中で、学校教育の充実の中での家庭や地域と一体となった教育の推進というものの目標ということで表しております。地域が学校教育に対してどのような関わりを持っているかということで、1校当たりの支援活動年間回数を指標として活用したものです。

学校側の授業日数は年間およそ200日あります。200あるうちの最終目標としては160回、主に8割程度学校の授業日数に関わるといった考え方から、到達目標を160と定めております。平成22年と23年で目標が110と156ということですが、これに関しましては22年度の状況で既に目標をかなり多くクリアしておりまして、目標を再設定したところでした。そこで、平成22年の実績の155に合わせたと言いますか、更に上乘せしてといったことから平成23年度以降の目標を見直して設定したわけです。3ページ④の学校支援事業による学校支援活動の活性化の部分の取組の成果をご覧くださいますと、1校当たりの回数が減ったというのは、全体として実施校が前年比27校増えておりまして、そこが立ち上がりの部分でしたので、新規校が増えたことによりまして、なかなか学校に対するボランティアの活動なども既存のところに比べて薄かったということで、平均されるとこのように下がってしまったという結果です。したがって、実施校自体は着実に増えております。内容そのものも環境整備的な内容からより授業に関わっています。質に転換しているといったように私どもは考えております。ご質問の学校支援事業に関してはそのような考え方でおります。

●池村委員長

私がお聞きしたかったのは、もう少し包括的に、定性的な部分と定量的な部分についてどういう考えを及ぼされたかということであったのですが。

□深井総務課長

施策が「学校教育の充実」ということで非常に幅広いものでございまして、このような五つの指標を使っております。いろいろご質問等ありますが、そのものによりまして、定量的に表せるうちははっきりするわけですが、どうしても中には定性的に表さざるを得ないようなものもありまして、指標にどういうものをとるかということについて苦慮しているところです。各課におきまして事業の中で

適切なものをとるということでありまして、例えば④につきまして小川課長から説明ありましたように、あくまでもより良く子ども達に返すといえますか、成果をお返しするということで、必要に応じて成果といえますか、目標値のレベルを上げて取組を強化しているということですので、全体として定性的な部分に力を入れて評価していただければ大変ありがたいと考えております。

●池村委員長

沼倉委員のご指摘で制度的な課題もないわけではないですが、施策目標の指数については確かに未達成のものがあることは事実ではあるけれども、2ページから3ページあたりの推進状況を見る限りは、指標には現れていない様々な成果というものが確かに窺えると、したがって、総合的な評価として「概ね順調」というのは妥当であろうと、しかも今後の課題としてはいわば弱かった部分についての指摘はなされているということで、この委員会としては「概ね順調」を了としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

●池村委員長

前回から同じような問題が出て来ていますので、ご意見をうかがいました。そのほかございますでしょうか。そうしましたら特に政策面での提言はなく、「概ね順調」という評価結果についても本委員会としては妥当であると認めると、そこを基調に本委員会の意見をまとめたいと思います。とりまとめは本職と事務局にご一任をいただきたいと思います。

【委員一同異議なし】

●池村委員長

ありがとうございました。それでは学校教育の充実についての調査審議は以上で終了ということにさせていただきます。ありがとうございました。

沼倉委員がおっしゃったように施策の中に幾つかの事業がついていますから、そこをサーベイしないと、乱暴に定性的な評価というのも政策全体としてしがたいというところもありますし、事業規模等も考えて、それぞれの事業のウエートづけを考えないといけないというところもありますから、そこら辺は今日、座長である課長がおられませんけれども、制度改善部会の方でご議論いただくということだろうと思います。それでは時間の関係もございますので、委員が事前に目通しをしているということを前提に、次の議事(2)外部評価結果について事務局から報告をはじめて下さい。

(2) 外部評価の結果報告

□事務局

外部評価についてご報告いたします。外部評価につきましては、平成22年度より本格的に実施しておりまして、今年度も外部評価を実施する機関を2団体募集することいたしました。4月から6月

まで2回募集したところ、2つの団体から応募がございました。7月23日の第1回制度改善部会において審査を行い、2団体を選定しております。実施期間は8月1日から11月21日までを評価期間として実施しております。

はじめに資料3-1をご覧ください。こちらを実施した機関は、特定非営利活動法人秋田県南NPOセンターでございます。評価の対象としては、「県民参加による脱少子化戦略」のうち、方向性「働きながら子育てできる環境づくり」を対象として実施しております。こちらの方向性につきましては、例えば、認定子ども園等の推進だとか、延長保育、休日保育を支援している施策でありまして、目指す成果としては、認定子ども園等の幼保一体的運営施設数を平成21年度20園から、平成25年は38園まで増加するということを目指している制度でございます。

評価の方向性、ねらいとしましては、「働きながら子育てできる環境づくり」がどのように実施され、その成果がどうなっているかということをねらいとして実施しておりまして、評価するための手法は四つ実施しております。一つ目は県の担当部署3課へのヒアリングです。内容については時間の関係もありまして省略させていただきます。二つ目は子育て現場へのヒアリングとしまして、県内11か所の保育園等から現場の施策について確認をしております。三つ目は子育てママさんとの懇談会ということで、県南部の子育て中のママさん6人と、県の施策や子どもの居場所について意見をいただいております。四つ目はアンケートの実施ということで、県北、中央、県南から20名ずつ、合計60名のママさんを対象に、県の施策の満足度や幼保一体施策について調査をしております。評価の方式については、ヒアリングの結果やアンケート調査、懇談会での意見を元に実施しておりまして、評価の結果は裏面をご覧ください。

評価の結果として、取組①については、待機児童は大幅に改善されてきている。取組②では、着実に延長保育を実施している施設の増加が見られる。取組③では、着実に休日保育実施施設の増加が見られるとしまして、B「概ね順調」の評価をしております。同様に、取組⑤から⑨についてもB「概ね順調」との評価となっております。取組④については、病児対応型保育施設数などに進展が見られないということで、県単事業として補完しているという事実は認めてはおりますが、評価としましてはC「尚一層の努力が必要」と評価されております。

以上9つの取組の評価結果、県民の意見などを総合的に判断し、総合評価としましてはB「概ね順調」という評価となっております。

最後に提言を三点いただいております。一点目が延長保育、預かり保育には多額の補助金、2億5千万ほど投入されているが利用児童数が把握されていないということで、実態把握に努めるべきであるということです。二点目が「こどもの居場所現場」において、様々な不満や要望が聞かれたということで、市町村と連携し、保護者ニーズもしくは現場の声を聞きながら、更なる質の高い子育て環境整備、仕組みづくりに努めるべきであるということです。三点目が放課後児童クラブの必要性について、必要性は増加しているが、一方で「施設の数が少ない」などといった不満の声があるということで、保護者からの要望があった「学校の空き教室」を活用した放課後児童クラブの運営ができる環境を整備するべきだという、以上三点の提言がございました。特定非営利活動法人秋田県南NPOセンターの報告は以上です。

続きまして、資料3-2をご覧ください。特定非営利活動法人あきた市民政策支援ネットワークが

実施した外部評価ですけれども、評価の対象は「協働社会構築戦略」のうち、方向性「県民協働のための基盤づくりの推進」を対象として実施しております。こちらの方向性につきましては、協働の必要性について県民の理解を深める、多様な主体との取組を推進するという一方で、活動拠点等の基盤を整備するもので、例えば、成果をまとめたモデル集、ホームページの作成、市民ファンドの設立などを実施している施策であり、目指す成果は、協働に関する県民の理解が進み、協働による具体的なアクションを起こそうとしている県民をサポートする仕組みが平成25年には充実しているという状態を目指しています。

今回の評価の方向性、ねらいとしては、今後の秋田県の社会構築のあり方や、県政への県民の参加、県民協働のあり方について考えることができるだけでなく、県民に対して、協働について理解を深めてもらうために有効であるとしておりまして、評価するための手法は四つ実施しております。一つ目は、県の担当部署である地域活力創造課へのヒアリングです。二つ目は、アンケートの実施で、県北、中央、県南のイベント会場において参加者105名を対象に、県の協働への取組がどの程度認知されているのかについて調査しております。三つ目が、協働に関係のある団体と個人へのヒアリングということで、団体ではNPO法人あきたスギッチファンドから、個人については秋田県協働推進専門員1名から、その役割や必要性、事業内容等についてヒアリングを実施しております。四つ目は、今回委託を受けました、あきた市民政策支援ネットワークの関係者数人で、頂いたアンケートやヒアリングの結果について分析するワークショップを開催しております。

評価の方式につきましては、先ほどと同じく、ヒアリングやアンケートの結果、それからワークショップの結果を基に実施しておりまして、評価結果は裏面にございます。

評価の結果でございますが、取組①につきましては、秋田県が策定した「県民協働行動指針」や「協働の実践モデル集」は効果が大きい、取組②については、活動している人々にとっては、ホームページ「秋田県市民活動情報ネット」は一定の効果を上げているとして、「概ね評価できる」となっております。取組④につきまして同様に「概ね評価できる」という評価となっております。しかし、取組③につきましては「集える活動拠点は必要」としながらも、「活動拠点に特化した事業であることが分かりにくかった」というようなことなどから、「もう少し工夫が必要」との評価となっております。

以上6つの取組などを総合的に判断しまして、総合評価は「概ね評価できる」となっております。

最後に提言でございますが、各取組毎にいただいております。取組①につきましては、協働に取り組んでいない人等に対して、関心を高め、取り込んでいくことが必要である。取組②につきましては、高齢者には、従来どおり、人や紙媒体を併用した情報提供が望ましい。取組③につきましては、活動拠点は、立ち上がった後のフォロー態勢が必要である。取組④では、スギッチファンドは、軌道に乗るまでの支援が必要である。取組⑤につきましては、研修への参加者が少ないことから、研修内容について検討する必要がある。取組⑥につきましては、県民の視点を上手に活用するとともに、県庁内の横の連携も必要である。

その他としまして、協働社会構築は長期的な視点に立って取組を続けるべきであり、県民とともに歩む秋田県であってほしい、とのことでした。以上がいただいた提言でございます。

かなり端折ってしまい申し訳ありませんが報告としては以上です。よろしく願いいたします。

●池村委員長

報告事項ではありますけれども、お気づきの点ございましたらどうぞ、はい、沼倉委員。本格的には制度改善部会の方に回したいと思っておりますけれども、どうぞ。

◎沼倉委員

資料3-2のあきた市民政策支援ネットワークの評価結果の概要のところ、評価はしていますが、その判断の根拠がこれを見た限りでは分からなくて、実際には報告書にはもっといろいろと色んなデータがあって、どういった判断をしているかというのはあるのでしょうか。

□事務局

報告書については、今回お渡ししようかとも思いましたが、概要の方で報告という形を取らせていただきましたので、後で報告書の方も皆様へお送りしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●池村委員長

そのほかございますか。外部評価については、制度改善部会の方でご検討いただいて、その結果、またこちらの委員会に持ち込むべきものがあれば、当然、事務局の方から問題提起されるということになりますので、そういう形で。

(3) その他

●池村委員長

それでは、そのほかということで、委員の皆様からこの機会に何かありませんか。ないようでしたら事務局としてございましたら手短にお願いします。

□事務局

事務局から二点ございます。一点目は、平成24年度政策等評価の実施状況についてご報告いたします。資料4をご覧ください。こちらは今年度実施いたしました、政策等評価の結果と件数などを知事部局、教育委員会、公安委員会及び警察本部長の実施機関毎に表に取りまとめたものでございます。

はじめに、知事が行った政策等の評価の実施状況についてであります。政策評価は、ふるさと秋田元気創造プランの5つの戦略を対象として実施しておりまして、「産業経済基盤の再構築」など3つの戦略を「概ね順調」、前回12月27日の評価委員会でご審議いただきました「県民参加による脱少子化」など2つの戦略を「やや遅れている」とし、「順調」「遅れている」政策はなしということになっております。施策評価につきましては、平成24年度予算体系上の53施策を対象として実施しております。前回ご審議いただきました「地球温暖化対策の推進」など6つの施策が「順調」、また、この表にはありませんが、同じく前回ご審議いただいた「夢を持ち安心して家庭を築ける環境づくり」を含めた38の施策を「概ね順調」、「需要創造力と訴求力を兼ね備えた産地づくり」など9つの施策を「やや遅れている」といたしまして、「遅れている」とされた施策はございません。事業評価につきましては、275件の継続事業を対象とした中間評価と、11件の終了事業を対象とした事後評価を行

っておりまして、前回ご審議いただきました「出会い・結婚支援事業」や「地球温暖化総合対策事業」など192件が「継続」、50件が「改善して継続」、「見直し」「休廃止」はなく、「終了」を33件としております。事後評価につきましては、6件が「妥当性が高い」、5件が「概ね妥当である」とし、「妥当性が低い」とした事業はありません。

続きまして、2ページ目をご覧ください。教育委員会が行った政策等の評価の実施状況についてですが、施策評価は平成24年度予算体系上の、教育庁が施策幹事部局である4施策を対象に実施しておりまして、「幼保一体の教育・保育の充実」、本日ご審議いただきました「学校教育の充実」など4件すべてを「概ね順調」としておりまして、「順調」「やや遅れている」「遅れている」という施策はございません。事業評価につきましては、36件の継続事業を対象とした中間評価と、6件の終了事業を対象とした事後評価を行っておりまして、本日ご審議いただきました「学力向上事業」を含む28件を「継続」、5件を「改善して継続」、「見直し」「休廃止」はなく、3件を「終了」としています。事後評価につきましては、「妥当性が高い」が2件、「概ね妥当である」が4件、「妥当性が低い」はなしとしております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。公安委員会及び警察本部長が行った政策等の評価の実施状況でございますが、政策評価につきましては、「平成23年秋田県警察運営の基本指針と重点目標」における重点目標のうちの5つの項目を対象として実施しておりまして、「交通死亡事故の抑止」や、本日ご審議いただきました「少年非行防止・保護総合対策の推進」など4件を「順調」とし、「街頭犯罪・侵入犯罪・匿名性の高い知能犯罪抑止総合対策の推進」1件を「概ね順調」としておりまして、「遅れている」とされた政策はございません。施策評価につきましては、「高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進」や、本日ご審議いただいた「地域社会が一体となって取り組む少年の健全育成・立直り支援活動の推進」など5件を「着実に推進」、「街頭活動の強化と『秋田県地域安全ネットワーク』による地域安全活動の推進」など2件を「改善を図りながら推進」とし、「見直しが必要」とされた施策はございません。事業評価につきましては、13件の継続事業を対象に中間評価を実施しておりまして、「継続（充実）」が1件、本日ご審議いただいた「チャイルド・セーフティ・センター『子どもSOS24』事業」を含む5件は「継続（現状維持）」、また、「継続（改善）」は5件、「統合、廃止」は2件ありまして、「終了」「休止」はございません。以上が、平成24年度の政策等評価の実施状況でございます。

続きまして、二点目でございますが、今年度の政策評価委員会は今回が最後となりますので、来年度のスケジュール予定について説明いたします。資料5をご覧ください。今年度と大きく異なる点としては、来年度は5月の開催がなくなり、第1回目の政策評価委員会を11月に、第2回目を12月、第3回目を1月に予定しております。委員の皆様におかれましては、お忙しい中恐れ入りますが、今年度と同様、万障繰り合わせの上ご出席いただきますようお願いいたします。以上です。

●池村委員長

以上の二点について、ご質問等ございますか。ないようでしたらこれで閉会ということでマイクを事務局にお返しいたします。

6 閉会

□事務局

ありがとうございました。それでは最後になりますが、黒木次長から挨拶申し上げます。

□黒木次長

大変お忙しい中、時間をだいぶ超過いたしまして申し訳ございませんでした。今年度、3回委員会を開かせていただき、皆様にご出席いただきまして、年度予定していた審議内容を尽くすことが出来ましてありがとうございました。来年度、先ほど申し上げましたように、評価委員会そのものは年の後半からの活動になりますが、制度改善部会も含めて、活動を続けさせていただきたいと思っておりますので引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

□事務局

本日の審議につきましては、議事録を取りまとめの上、後日、委員の皆様にご報告いたします。以上で、第3回秋田県政策評価委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。